

# 令和5年度 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の子育て世帯分)のご案内

## 1. 支給対象者

以下のどちらかの条件に当てはまる方 (※すでに今年度の給付金を受け取った方を除く)

- (1) 平成17年4月2日生まれ以降(特別児童扶養手当対象の場合は平成15年4月2日生まれ以降)の児童を養育する父母等であって、令和5年度の住民税均等割が非課税となった方。
- (2) 平成17年4月2日生まれ以降(特別児童扶養手当対象の場合は平成15年4月2日生まれ以降)の児童を養育する父母等であって、令和5年1月以降の収入が急変し、住民税均等割非課税相当の収入となった方。

※令和4年度分の当給付金を受給された方は、5月30日に支給済みのため、申請の対象外です。

## 2. 支給額

対象児童1名につき 一律 **5万円**

■支給にあたっては、必ず裏面をご確認ください。

\*ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

■こども家庭庁コールセンター

0120-400-903

(受付時間:平日9:00~18:00)

■釧路市役所 こども支援課

0154-31-4540

(受付時間:平日9:00~17:00)